令和８年度池田町職員採用候補者試験受験案内【令和９年４月採用】

○募集期間　　令和８年１１月９日（月）～１１月３０日（月）まで
○第一次試験日　令和８年１２月１２日（土）

１．試験区分、採用予定人員等

試験区分		採用予定数	受験資格
①	一般事務	若干名	平成 20 年 4 月 2 日以降に生まれ高等学校以上を卒業又は令和 9 年 3 月に卒業見込みの方
②	一般事務（経験者）	若干名	昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、高等学校以上を卒業し、正規職員として民間企業等における実務経験が 3 年以上ある方
③	技師	若干名	平成 18 年 4 月 2 日以降に生まれ高等専門学校（短期大学）以上を卒業又は令和 9 年 3 月に卒業見込みの方
④	技師（経験者）	若干名	昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、高等専門学校（短期大学）以上を卒業し、正規職員として民間企業等における実務経験が 3 年以上ある方

※複数の職種を併せて受験することはできません。また、受付後の職種の変更はできません。

※新卒者対象と経験者対象のいずれの受験資格にも該当する方は、経験者枠で受験してください。

※「正規社員」とは、民間企業等の正社員、団体等の正職員（常勤勤務の雇用でアルバイト、パート、派遣、ボランティア等は除く。）とします。なお、常勤勤務とは、概ね１日の勤務時間が７時間 45 分かつ１週間の勤務時間が 38 時間 45 分で、１ヶ月の勤務日数が平均 20 日以上の勤務形態をいいます。

※「実務経験」は、令和８年４月１日現在で同一事業所内における就業期間が常勤勤務で３年以上ある方が該当します。なお、育児休業等で休んでいた期間は除きます。

２．受験資格

次のいずれかに該当する方は受験できません。

（１）日本国籍を有しない者

（２）地方公務員法第 16 条に規定する次の欠格事項に該当する者

①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②池田町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

３．試験方法及び試験内容

（１）一次試験

日時　令和８年１２月１２日（土）

場所　池田町役場

方法　ＳＰＩ３

〇基礎能力検査

〇性格検査

（２）二次試験

日時　令和８年１２月（日時未定）

場所　池田町役場

方法　〇口述試験（個別面接）

〇論文試験（当日出題される課題についての論文試験）

４．合格発表

（１）第一次試験

令和８年１２月中旬に受験者全員に通知します。また、町ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

（２）第二次試験

二次試験終了後２週間以内に受験者全員に通知します。また、町ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

５．受験申込の手続き

（１）受付期間

受付期限は、令和８年１１月３０日（月）までとし、受付時間は午前８時３０分から午後５時１５分までとします。ただし、土曜日、日曜日、及び祝日は除きます。

（２）申込書について

申込書は池田町役場ホームページからダウンロードしたものを利用ください。

必要事項を記入のうえ、本人写真（上半身、脱帽、正面向、縦４ｃｍ、横３㎝で申込前６ヶ月以内に撮影したものに限る。）を所定の箇所に貼り付けてください。

（申込書に記入する電話番号は、携帯電話など受験者と連絡がとれるものにしてください。）

申込書の提出は池田町役場２階総務財政課に持参いただくか、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、必ず「書留郵便」で送付してください。　令和８年１１月３０日（月）までの消印のあるものに限り受付けます。なお、令和８年１１月２６日（木）以降の郵送は「速達書留」としてください。

（３）職務経歴書について

経験者枠で受験する方は、これまでの職務内容等を詳細に記載してください（任意様式)。併せて、これまでの自身の社会人経験で行政運営に活かされることも別紙にて記載下さい（任意様式)。申込書と一緒に提出下さい。

（４）受験票の交付

提出された試験申込書の記載内容を確認のうえ、受験票を郵送します。

※受験資格等の調査

合格者については、受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。

※最終合格発表後、卒業証明書や職歴証明書など、最終学歴や経歴等を確認するための証明書類を提出していただきます。

６．給与

（１）初任給（令和８年４月１日現在　人事院勧告により変更あり）

①、③の試験区分の職

大学卒　２３２，０００円　　高校卒　２０６，７００円

②、④の試験区分の職

初任給は、最終学歴・経歴（職務内容・期間）に応じて、一定の基準により決定します。

（２）その他、給与条例に基づき扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当、寒冷地手当等が支給されます。

７．採用等

（１）採用者には、採用決定通知書を送付します。

（２）採用決定者は、令和９年４月１日から勤務することになります。

※４月２日以降の採用を希望する場合は要相談となります。